

人計第4060号
23.4.1
改正 防人計第4698号
26.4.1
改正 防人計第15534号
令和6年7月2日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

人事教育局長

非常勤の隊員の採用について（通知）

標記について、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号。以下「一般基準訓令」という。）第12条の2及び第12条の3の規定に基づき、非常勤の隊員（一般基準訓令第12条の2に規定する非常勤の隊員をいう。以下同じ。）の採用について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、非常勤の隊員及び臨時的任用の隊員の任免、補職及び懲戒処分を取扱い（人発1第26号。36.2.27）は、廃止する。

記

- 1 一般基準訓令第12条の2第1項の「適宜の方法」とは、作文試験、体力検査、健康状態の確認を行うことをいう。
- 2 一般基準訓令第12条の2第3項の規定により募集を行う場合には、十分な期間を設けて周知するよう努めるとともに、できる限り多様な方法によるよう努めるものとする。
- 3 国家公務員の雇用と年金の接続について（平成25年3月26日閣議決定）に基づき、定年（年齢60年に限る。）に達したことにより退職した自衛官を非常勤の隊員として採用することを目的とする場合には、一般基準訓令第12条の2第3項第1号に規定する公募により難しい場合に該当するものとする。